

福島県農林地等除染基本方針（農用地編） の概要と除染方法

（平成25年4月22日更新）

※ 福島県農林地等除染基本方針（農用地編）の改訂（平成25年3月27日）に伴う更新
（下線部分が更新部分です）

福島県農林水産部

1 福島県農林地等除染基本方針（農用地編）の概要

県では国の考えを踏まえ、農産物のモニタリング結果や土壌の放射性セシウムの状況を参考として、以下の対策に取り組むこととしました。

（1）水田・畑地

耕作したほ場	反転耕又は深耕を <u>実施して土壌改良資材等を施用（施用量は土壌診断結果により決定）。</u>
耕作していないほ場	表土の削り取り、又は反転耕・深耕を <u>実施して土壌改良資材等を施用（施用量は土壌診断結果により決定）。</u>



表土の削り取り



反転耕（プラウ耕）

（2）樹園地

【樹体対策】

粗皮削り及び樹体の洗浄等
放射性物質が直接付着した旧枝の切除



高圧洗浄機による洗浄

【土壌対策】

樹体を傷つけない範囲で、表土を削り取り

（3）牧草地

【牧草のモニタリング】

飼料中の暫定許容値を超えた地域	牧草の剥ぎ取り、又は反転耕・深耕を <u>実施して土壌改良資材等を施用。（施用量は土壌診断結果により決定）。</u>
飼料中の暫定許容値以下の地域	反転耕又は深耕を <u>実施して土壌改良資材等を施用。（施用量は土壌診断結果により決定）。</u>



牧草の剥ぎ取り

（4）農業用排水路等

汚染状況を確認後、底質土の除去等。

（5）園芸用ガラス室・ハウス等

汚染状況を確認後、表土の剥ぎ取り等。

2 除染方法

農用地の除染方法については、「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」第2版（福島県農業振興課・農林地再生対策室ホームページ）を参照してください。

URL: http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=28674

～「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」第2版の内容～

I 農用地の除染

- 1 水田・畑地
 - (1) 反転耕
 - (2) 深耕
 - (3) 表土の削り取り
 - (4) 放射性物質流出防止措置の実施（除染対策事業関係）
 - (5) 原状回復および土壌調査の考え方（除染対策事業関係）
 - (6) 原状回復の算定方法
- 2 樹園地
 - (1) 樹皮の洗浄
 - (2) 粗皮削り・粗皮剥ぎ
 - (3) 改植
 - (4) 除染のための整枝・せん定
 - (5) 表土の削り取り
- 3 牧草地
 - (1) 牧草の剥ぎ取りと客土
 - (2) 反転耕
 - (3) 深耕

II 作物別対策

- 1 土地利用型作物（水稻）
- 2 土地利用型作物（畑作物）
- 3 野菜
- 4 果樹
- 5 花き
- 6 飼料作物・家畜等
- 7 肥料・土壌改良資材・培土の利用上の留意点
- 8 農作業時の留意事項

3 関連情報

(1) 福島県農林地等除染基本方針（農用地編）（平成25年3月27日一部改正）が掲載されています。

URL <http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/250327nouti.pdf.pdf>

(2) 水田における除染のための「反転耕」作業技術マニュアル

URL http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/hanten_manual_h250326.pdf

4 農用地の除染作業 Q & A

Q 1 実際に除染作業を実施するか否かについては、いつの時点の空間線量率でどのように判断するのか。

(答) 除染実施計画に位置付けられた区域内の個々の施設等について、除染作業の対象及び除染作業の内容を確定する際の詳細測定（以下「詳細測定」という。※を参照）の平均値の結果を基に、除染実施の必要性・その内容を判断することとなります。

○詳細測定の平均値の結果が毎時0.23 マイクロシーベルト以上の場合

…除染作業直前の測定の結果が毎時0.23 マイクロシーベルト未満であっても除染を実施することが可能です。

○詳細測定の平均値の結果が毎時0.23 マイクロシーベルト未満の場合

…詳細測定の時点において、側溝や雨樋下等の局所的に毎時0.23 マイクロシーベルト以上の箇所については、除染を実施することが可能です。

※具体的には、除染関係ガイドライン第2編2-11 頁等で規定する測定点①での測定であり、個人等から除染実施に係る同意を得る前に実施する測定を想定。

(出典：「除染関係Q&A」(環境省) から抜粋)

Q 2 除染作業の対象及び除染作業の内容を確定するための詳細測定は、どの時点で行えばよいのか。

(答) 個人等から除染作業の実施に係る同意を得る前の時点进行想定しています。ただし、除染作業の内容等を厳密に確定しなくとも同意を得られ、かつ、おおよその事業量を確定できることにより、除染事業の発注が可能である場合には、これを省略し、除染実施前測定によって代替しても差し支えありません。なお、この場合でも、除染実施前測定の平均値の結果が毎時0.23 マイクロシーベルト以上の施設等が除染の対象となります。また、従前に実施した測定結果等、他の測定結果等（自治体独自の定期的な測定結果等）がある場合には、これを活用することも可能です。

(出典：「除染関係Q&A」(環境省) から抜粋)

Q 3 詳細測定は、どの程度の期間まで有効か。

(答) 詳細測定を実施した日から、除染作業の対象及び除染作業の内容を確定（業務の公示等）するまでの期間が、おおむね6か月以内としてください。

(出典：「除染関係Q&A」(環境省) から抜粋)

Q 4 除染作業の対象及び除染作業の内容を確定するための詳細測定の実施においては、具体的にどのような測定点で測定するのか。

(答) 農地・牧草地の場合

農地・牧草地を10～30m程度に区切った各メッシュにつき1点で測定してください。その平均値を基に、除染実施の必要性・その内容を判断します。（測定点が

施設において100 点以上に上るような場合は個別に御相談下さい。)

(出典：「除染関係Q&A」(環境省) から抜粋)

Q 5 詳細測定における測定結果を持って、除染実施前測定とすることは可能か。

(答) 除染実施前測定は、除染の効果を正確に把握する必要があるため、除染作業の直前に行って下さい。なお、詳細測定を実施した日から、除染作業に着手した日までの期間が、おおむね6か月以内であれば、当該詳細測定の結果を(詳細測定の時点で、測定点②において測定を行っている場合は当該測定結果も)除染実施前測定の結果としていただいても差し支えありません。

(出典：「除染関係Q&A」(環境省) から抜粋)

Q 6 農業用ビニールハウスの除染は、ビニールの交換をすべきか。

(答) これまでの知見から、ビニールシート自体の汚染が周辺生活圏空間線量率に大きく寄与するとは考えにくく、ビニールシートの周辺の土や、ビニールシートの継ぎ目などが汚染源であると考えられますので、ビニールシートの交換ではなく、必要に応じて拭き取り等による除染を実施してください。

(出典：「除染関係Q&A」(環境省) から抜粋)

Q 7 耕作放棄地を除染する場合も、財政措置の対象となるか。

(答) 市町村の除染実施計画の中で位置付けられれば、当該除染についても国の対象といたしますが、除染のメニューについては、農地ではなく、公共施設等の草木除去を基本としてください。なお、除染実施計画における位置づけ(優先順位)については、住民(特に子ども)の生活環境等を考慮の上で検討してください。

(出典：「除染関係Q&A」(環境省) から抜粋)

Q 8 土壌改良資材等の施用量はどのように決定するのですか？

(答) 土壌改良資材等の施用量は、反転耕や深耕実施後の土壌分析結果に応じて原状回復に必要な量を確認した上で決定してください。また、一定の地区内で同様の地質状況であるなどが説明できる場合は統一した施用量も可能と思われます。

なお、原状回復の考え方については「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」第2版を参照してください。

Q 9 農用地除染について、反転耕や深耕に伴う土壌改良資材の散布では、資材の必要量を算出するため土壌分析が必要とされていますが、分析・採取の方法や頻度について教えてください。

(答) 国では土壌診断の分析点数については示しておりません。「除染業務に係る技術指針」(県除染対策課)を参照してください。

土壌の採取方法は農林水産省で示している方法で実施してください。
なお、過去の土壌調査データの活用は可能と考えています。

Q10 作土層が浅く、礫等が多いほ場で深耕・反転耕を行うと礫等が表面に出てきますが、どのように対応したらよいですか。

(答) 礫等の多いほ場では、深耕・反転耕を実施した後に、必要に応じてけん引式ストーンクラッシャー等を活用し除礫を行います。詳細については、農林事務所等にご相談ください。

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口(電話：024-521-7319)
ホームページ：農林水産部農業振興課ホームページ(PDF形式ファイル)
URL：http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=10786
(他の農業技術情報等をご覧ください)
モバイル県庁：福島モバイル県庁→お知らせ・各種情報→農業技術情報
(右欄に掲載のQRコードよりご覧ください)
ふくしま新発売：以下のホームページより最新の農林水産物モニタリング
情報、イベント情報等をご覧ください。
URL：<http://www.new-fukushima.jp/>



モバイル版 QRコード